

保護及び支援を行うための指針 (案)

令和2年2月策定
令和 年 月一部改正

飯 塚 市

保護及び支援を行うための指針

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(抜粋)(以下「条例」という。)

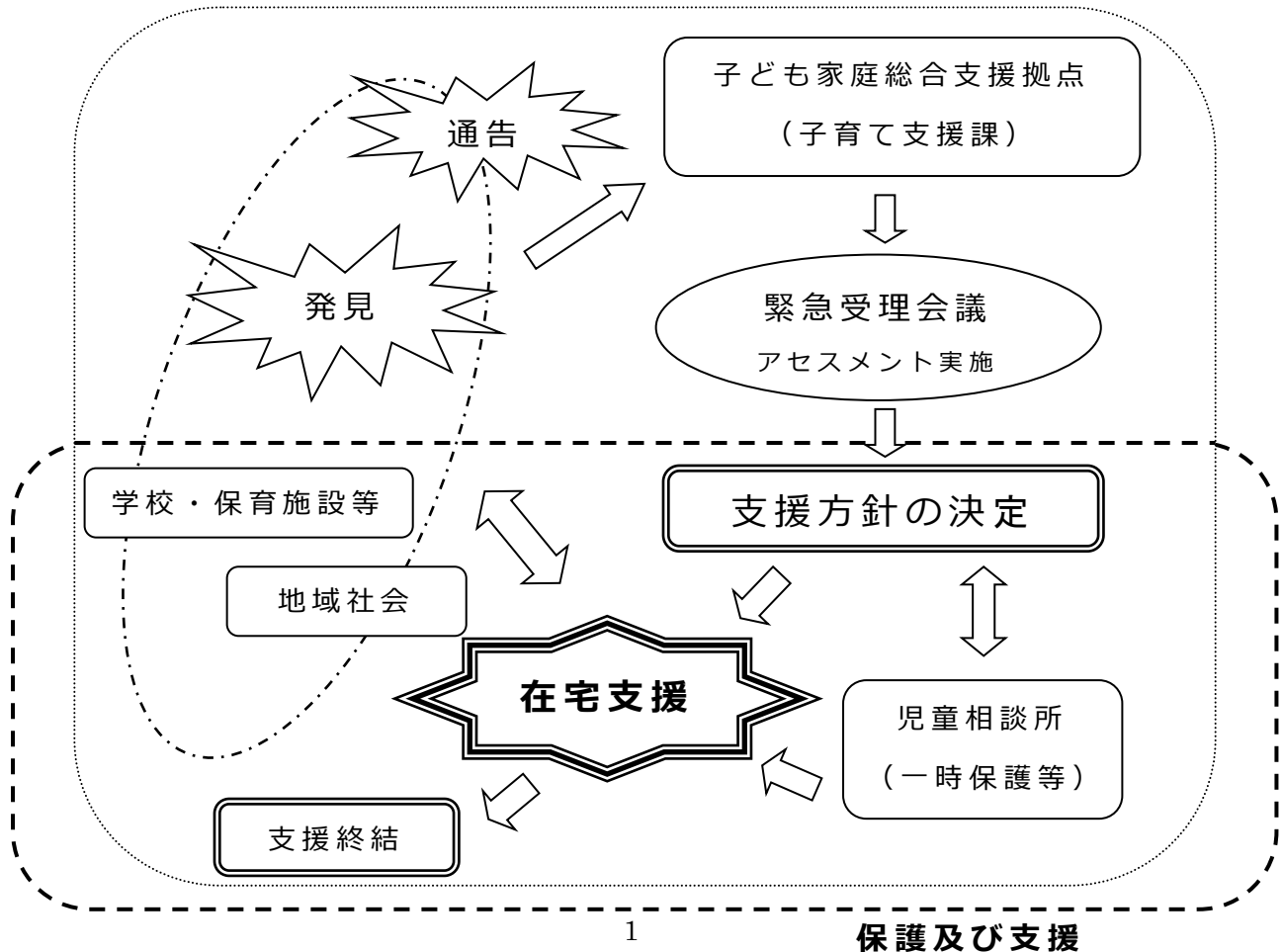
(保護及び支援を行うための指針の策定)

第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

虐待を受けた子どもとその保護者に対する支援は、長期にわたって継続して行う必要があるため、関係機関が役割を分担し、連携・協力して実施することが重要となる。

特に、今後は家族の養育機能の再生・強化及び家族の再統合が大きな課題となることから、従来かかわることが難しかった虐待を行った保護者への支援も重要となる。

保護及び支援を行うための指針では、虐待を受けた子どもを保護し心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援、子どもと保護者との良好な関係の再構築に向けた支援・指導の手順・方向性を示す。



1 保護及び支援の目標

児童虐待への対応においては、何よりもまず、虐待を受けた子どもに安全で安心できる生活を保障する。そのうえで、適切な支援・指導を行うことによって、子どもの心身の健全な成育と社会的自立を促すことを目指す。さらには、保護者への適切な支援・指導を通して家族の養育機能の再生・強化を行い、家族の再統合を目標とする。

2 支援方針

支援方針を決定に際して、在宅で支援を行うには、次のような状況が整っているかの確認を行う。

- ◇虐待の危険性はそれほど高くなく、施設等での保護を要しない。
- ◇関係機関の間で、「在宅で支援していく」という共通認識がある。
- ◇家庭内にキーパーソンになる人がいるか、家庭内の情報がある程度得られる。
- ◇子どもが、学校・保育施設等の家庭外集団にも属し、毎日通っている。
- ◇保護者に、相談機関に定期的に出向くか、訪問を受け入れる姿勢がある。

3 在宅支援

在宅で支援を行う状況が整っていることが確認できれば、地域社会と連携して、子ども及び保護者に対して、継続的で一貫した支援・指導を行う。

(1) 地域社会との連携

虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、家庭訪問等を通じて継続的な支援ができるよう体制の整備に努める。

(2) 子どもに対して

在宅において関係機関等が支援を行う場合に大切なことは、虐待の再発を防止することである。学校・保育施設等では、子どもの心

身の状況を観察し、小さなサインを見逃さないように努める。

(3) 保護者に対して

保護者への支援には、保護者との信頼関係を築く必要がある。関係機関等が支援を行う際には、保護者を責めるのではなく保護者の言い分にも耳を傾け、保護者の立場に理解と共感を示すように努める。また、地域における声かけ等によって孤立感の解消を図るとともに、生活支援、就労支援等もあわせて行う。

4 支援する際の留意点

(1) 子どもへの支援

虐待を受けた子どもは、周囲の人に対して不信感や警戒心を持ち、心を開かなかつたり、あるいは逆に、誰彼かまわず人懐っこい態度をとったりするなど、強い心の絆を感じられず信頼関係が成立しにくいことが多い。また、自信が無く人前で緊張が強まり思うように行動できないなど、対人関係が円滑に進まないこともある。時にはちょっとしたことで傷つき、パニックになるなど、情緒面での問題を抱えていることもある。その他、学業の遅れや健康上の問題を抱えているケースもある。このような子どもに対しては、以下のような支援が必要となる。

ア 安全を確保すること

安心して生活を送ることができることは、子どもの人権という観点からも最も大切なことである。また、子どもの心理的な歪みを増幅させないためにも大切なことである。

イ 個別的な信頼関係を築くこと

子どもは、自分に常に関心を持ってくれて、将来の夢や目標に向かって導いてくれる人を必要としている。見捨てられないこと、否定されないことを信じられる個別の関係を通じて、人間関係の持ち方が修正され、自尊心が回復する。心を開いて悩み事を話せる個別的な関係は、その時の心の安定に必要なだけでなく、それ以降の人生においても大きな心の支えとなる。

ウ 所属感を持てる集団を確保すること

安心して身を置くことのできる居場所は、心の安定に欠かせない。保育所や学校などに安定して通えるよう援助することが必要である。一時的に示す不安定な行動から集団内で不適応に陥らないよう、具体的な援助の方法を話し合うことが必要である。

エ 不足した体験を補うこと

体験の不足や、偏った価値観を押し付けられたことから、考え方や課題への対処方法が歪んでいることがある。集団内で適切な行動が取れるよう不足していた体験を補うことも不可欠である。

(2) 親・家族に対する支援

保護者は様々な事情を抱えており、虐待にいたる理由がある。保護者の悩みについては、受容的・共感的に理解するように心がけ、一緒に問題解決の方法を考え提案し、虐待行為を止められるように援助することが必要である。

また、支援を行うためには、子どもを虐待した保護者に対しては、「保護者が子どもに対して行っている行為は虐待である」ということを告知する。

保護者に虐待をしているということを告知して、その保護者が「支援を受けて立ち直っていきたい」と思えるようにする。

具体的には、以下のような虐待の原因とその対応例が想定される。

ア 生活に余裕がなかったり、子育ての経験が乏しかったりすることから、子どもへの関わりに負担を感じている場合

子育て支援センターなどにより、子ども本来の姿や子育ての基本的なことについて具体的知識を伝えていく。また、保育所、児童クラブの利用などにより負担の軽減を図ることや、経済的な問題を抱えているときは生活保護や各種手当の適用の検討が必要な場合もある。

イ 問題解決能力が乏しく、小さな問題で負担を感じたり混乱したりする場合

家庭訪問なども適宜行い、身近なところで具体的な助言をして支援する。一緒に考えながら解決する力を向上させていく関わりが必要である。

ウ 親自身が子どもの頃に虐待を受けた体験を持ち、心のケアを受けないままになっている場合

親自身が心のケアを必要としており、医療機関、児童相談所、保健センターなどの専門機関と連携しながらのケアを考える。

エ 子どもは厳しく関われば育つという偏った価値観を持っている場合

不適切な関わりであることに気付かせる関わりが必要となる。責めたり、親の価値観を一方向的に否定するのではなく、子どもにとって何が大切かを伝えていく。子育て支援センターなども活用する。

オ 精神疾患などにより育児が困難な状態にある場合

医療的なケアにつなげることが不可欠であり、児童相談所や保健センターなどの専門機関と連携しながらの対応が必要である。

5 関係機関・関係者の役割

(1) 関係機関のネットワークによる対応と支援者の資質向上

① 地域における関係機関のネットワーク

虐待は、いくつもの問題を抱えた家族の中で発生することが多いことから、一つの機関での対応は困難であり、その家族の抱える問題に関係するすべての機関が連携し、ネットワークを組んで対応する。

とりわけ、飯塚市要保護児童連絡協議会は、関係機関がネットワークを構成する上で、重要な役割を担う。

② 支援者の資質向上

条例第10条により、市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修、人材の確保等必要な措置を講ずる。

③情報の共有化

条例第12条により、市は、子どもを虐待から守るため、関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有するとともに、綿密な連携・協力を図るための体制整備に努める。

(2)関係機関の具体的な役割

①子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター）

在宅での支援においては、虐待が再発しないように関係機関と連携・協力して見守り・支援を行う。関係機関と定期的な検討会議をもち、子どもや保護者の状況の把握と各関係機関の役割の確認を行う。

また、保育所への入所、母子生活支援施設への入所等必要な福祉サービスを提供することにより、虐待が生じた要因の軽減・解消に努める。

子育て世代包括支援センターは、母子保健事業を通して子育ての相談・支援を行い虐待が再発しないよう努める。また、家庭児童相談員等と連携して家庭を訪問し、子ども・保護者・家庭内の状況、養育の状況等を把握し報告する。

②生活支援課、社会・障がい者福祉課

生活保護の給付、障がい者サービス等、必要な福祉サービスを提供することにより、虐待が生じた要因の軽減・解消に努める。

生活保護世帯の家庭訪問等の機会を利用して、子どもと保護者の様子や養育状況を観察し、虐待が再発していないかどうか見守る。

③学校、保育施設等

学校、保育施設等に子どもが通うことが子育ての負担感、ストレスの軽減につながり、虐待の再発防止に役立つ。保護者の身近な相談相手になるとともに、保護者と問題解決に向けて一緒に考えていく。

保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等は、連携・協力して積極的に子どもに対して支援又は治療を行い、子どもの自尊感情を高めるよう努める。

また、定期的な身体測定等を通じて、子どもの発達状態の確認を行うとともに、日常的な衣服の汚れ等から虐待が再発していなかどうか見守る。

④ 児童相談所

子どもの安全を一時保護等により確保した後、在宅での支援を行うか施設等の活用を行うかを決定する。支援にあたって、児童相談所は各関係機関の間のコーディネートを行う。

施設等を活用した場合は、施設等と連携を図り、子どもの状況を把握して必要な支援・指導を行うとともに、地域で生活する保護者に対して児童福祉司等による支援・指導を行う。そして、子どもと保護者の状況により、施設での面会・施設からの外出・家庭での外泊等を実施し、家族の再統合を目指す。

⑤ 医療関係者

虐待を受けた子どもに対して医学的治療を行うことにより、虐待により受けた心の傷の回復と、健全な身体の発達を促進する。

虐待を行った保護者に対してカウンセリング等の心理的治療を行うことにより、児童虐待に陥った要因の改善を図る。

⑥ 弁護士

虐待に関する法的問題については、弁護士が関与することにより現行法を最大限有効に活用することが可能になる。とりわけ、親権の濫用から子どもを守るために、弁護士の支援が必要とされる場面が多くなっていく。

⑦ 保健福祉環境事務所

定期的な家庭訪問の実施や子育ての相談に乗ることにより、育児支援を行い、虐待が再発しないよう努める。

⑧ 民生委員児童委員、主任児童委員

定期的に虐待が行われた家庭を訪問し、話し相手になったり、良き相談相手になることにより、孤立感を解消し、虐待が再び生じないようにする。

また、子どもと保護者の状況を把握して虐待が再発していないかどうか確認し、家族の再統合が行われるよう見守る。

在宅による支援の留意点

- 子どもの安全確保、家庭状況の変化の把握、子どもの精神的健康の保持等のために、市が子どもの通う幼稚園や学校、保育所等との連絡を保つことは欠かせない。ただし、これらの機関と保護者との信頼関係を損なうことのないよう配慮が必要である。
- 要保護児童対策地域協議会を活用することにより、様々な機関が関わることが可能となるが、協議会が有効に機能するためには相互の役割と連絡体制等に関する綿密な確認が必要となる。
- 子どもの虐待の再発、拡大を防ぐための家庭援助にあたっては、家庭の状態やニーズに応じて、子育て支援メニュー（育児相談、ファミリーサポート、レスパイト・サービスなど）、生活支援メニュー（生活保護、ヘルパー派遣など）や必要に応じ精神科クリニック、民間心理相談室等の社会資源など重層的な支援メニューを提供することが望ましい。
- 子どもの安全確保について保護者がいくつかの方策を提示し、在宅支援を決定した場合でも、その約束が履行できなかった場合の市・児童相談所の対応をあらかじめ協議しておくこと、その後の対応が後手に回ることを防ぐことができる。保護者とも共有できることが望ましいのは言うまでもない。
- 在宅による支援と判断した場合でも、子どもや家庭の状況は日々刻々変化するものである。保護者があれこれと理由をつけて子どもと会わせないなどして、関係する機関が子どもの状況を直接把握できない場合は続く場合は、悪い兆候として捉え、強制的な介入を検討しなければならないという視点が必要である。
- 在宅支援中に子どもに新たな傷（特に、首から上の傷は小さいものでも要注意）を発見したときは、緊急会議を開催し、今後の対応を協議することが必要である。
- 顔や頭に傷がある場合は、全身を観察し、その他の部位の傷の有無を確認することが必要である。